

調査票記載要領

- 1 この調査は、県で策定している「保健医療計画」に基づき、多様な精神疾患等【ここでは、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症）、ゲーム症〈障害〉、外傷後ストレス障害（PTSD）、高次脳機能障害、摂食障害、てんかん、精神科救急、身体合併症、自殺対策、災害精神医療、医療観察法における対象者への医療を対象としています。】に係る医療連携体制に関し、各医療機関において担うことのできる医療機能及び各訪問看護ステーションにおいて担うことのできる看護機能の現況を把握するものです。
- 2 多様な精神疾患等ごとに、患者の状況に応じて適切な精神科医療（外来医療、訪問診療をする場合及び他の医療機関と連携する場合を含む。）及び看護の提供が可能かどうか伺うものです。令和8年4月1日時点で対応可能な疾患等について、回答をお願いします。
- 3 提出方法：「香川県電子申請・届出システム」により回答をお願いします。なお、左記による回答が難しい場合は、メールやFAX等による回答も可能ですので、その際は、障害福祉課まで連絡いただきますようお願いいたします。（※切：令和8年4月17日（金）必着）
- 4 各医療機能を担う関係機関の公表内容は、①名称、②所在、③医療の提供可能な領域、④電話番号になります。公表に際しては、原則、各関係機関から提出された調査票の内容をそのまま掲載することとしています。

従いまして、県のホームページにおいて関係機関の名称等を公表することは、県として当該関係機関が当該医療機能を備えていることについて確認等していることを意味するものではありません。

なお、場合により、県から状況の確認等をさせていただくことがあります。
- 5 該当項目のない場合は、回答不要です。
- 6 報告のあった事項の変更等につきましては、今後定期的に更新していくこととしています。
- 7 関係厚生労働省通知
 - (1) 令和5年6月15日付け医政発 0615 第21号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001108169.pdf>
 - (2) 令和5年6月29日付け医政地発 0629 第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001103126.pdf>